

## 平成 21 年度「災害復旧技術向上のための講習」のご案内

- 1 主 催 岩手県農村防災・災害対応支援連絡会  
(岩手県、岩手県土地改良事業団体連合会、岩手県土地改良設計協会)
- 2 講習日時 平成 22 年 2 月 18 日(木) 13:00~  
(受付開始 12:30)
- 3 会 場 岩手県土地改良事業団体連合会 3階会議室  
〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目 10-1  
TEL 019-631-3203
- 4 受講対象者
  - (1) 農村災害復旧専門技術者認定希望者
  - (2) 農村災害復旧専門技術者及び農村災害ボランティア
  - (3) その他農地・農業用施設等の災害復旧事業に携わった経験のある技術者  
「農村災害復旧専門技術者」の認定を受けるためには、災害復旧等に係る一定の経験の他、  
「災害復旧技術向上のための講習」の受講が必須となっています。
- 5 認定審査に必要な経費  
500 円(なお、農村災害復旧専門技術者の認定を受けない方は無料です。)
- 6 講習テキスト 当日会場で配布します。
- 7 カリキュラム(一部変更となる場合があります。)
  - 12:30~13:00 受付
  - 13:00~15:40 災害復旧技術向上のための講習
  - 15:40~16:00 小論文作成の説明
  - 16:00~16:30 災害復旧事業事例紹介
  - 16:30~17:00 質疑応答、意見交換
- 8 講習申込み、問合せ先  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1  
岩手県農林水産部農村建設課水利整備・管理担当 佐藤  
TEL 019-629-5686,5687(直通)  
FAX 019-629-5694  
ホームページ(<http://www.pref.iwate.jp/info.rbz?nd=586&ik=3&pnp=17&pnp=64&pnp=586>)  
または  
〒020-0866 岩手県盛岡市本宮二丁目 10-1  
岩手県土地改良事業団体連合会農村振興部 菅野、伊藤  
TEL 019-631-3203  
FAX 019-631-3262  
ホームページ(<http://www.iwatochi.com/>)

## 9 申込方法

郵送または FAX で上記 8 にお申し込み下さい。

申込用紙は、上記 8 の各ホームページ、又は全国水土里ネットのホームページ (<http://www.inakajin.or.jp/>) からダウンロードして使用することが可能です。

インターネットを利用できない方は、上記 8 の申込先にお問い合わせください。

申込期限：平成 22 年 2 月 5 日（金）（必着）

## 10 会場案内

別紙 - 1 「会場までのアクセス」を参照ください。

なお、会場駐車場には限りがありますので、タクシー等のご利用をお願いいたします。

## 11 持ち物 筆記用具

## 12 認定について

- (1) 農村災害復旧専門技術者の認定審査の申込みにあたっては、一定の認定条件がありますので、別紙 - 2 参考資料、又は全国水土里ネットホームページの「平成 21 年度 農村災害復旧専門技術者の認定制度について」をご覧ください。
- (2) 講習会において、小論文作成及び申込書類作成のための説明を行いますので、農村災害復旧専門技術者の認定を希望する方は、必ず受講してください。

## 13 更新認定について

- (1) 認定有効期間は 5 年間です。
- (2) 認定を更新するためには「災害復旧技術向上のための講習」を 2 回以上受講する必要があります。（初回の受講は現認定証の交付日の属する年度の末日から 3 年以内、最終回の受講は現認定書の失効前から 2 年以内）

（認定に関するお問い合わせ先）

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2 - 7 - 4 砂防会館別館

全国水土里ネット システム開発部 担当：田井・石坂

TEL 03-3234-5594(直通)

FAX 03-3234-5670

全国水土里ネットホームページ

<http://www.inakajin.or.jp/> 農村災害復旧情報

**「 災害復旧技術向上のための講習 」**  
**申 込 書**

(ふりがな) 氏 名			
生年月日	T・S・H      年      月      日		
認定番号 (更新の方のみ記入)	-      -	更新受講回数 (更新の方のみ記入)	1回目・2回目 (どちらかに )
勤 務 先	名称 部署		
	〒 住所		
	電話		
連 絡 先 (自宅を連絡先とする 場合は記入のこと)	〒 住所		
	電話		
受講会場	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県      会場		
登録都道府県	都 ・ 道 ・ 府 ・ 県		
農業土木技術者継 続教育機構会員番号			
農村災害復旧専門技 術者認定希望の有無	有      ・      無 どちらかに を付してください。		

## 会場までのアクセス

会場：岩手県土地改良事業団体連合会 3階会議室

住所：岩手県盛岡市本宮二丁目10-1号

TEL：019-631-3203



盛岡駅からタクシーで10分程度(約900円) 距離約1.7km

仙北町駅からタクシーで5分程度(約700円) 距離約1.0km

< 参考資料 >

農村災害復旧専門技術者の認定申請要件

- ( 1 ) 公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が 10 年以上（うち農業農村整備事業にかかると期間が 5 年以上）で、かつ以下のいずれかに該当する者

災害査定官経験者

農地、農業用施設等の災害査定に係る業務（査定<sup>\*1</sup>・随行<sup>\*2</sup>で 3 日以上業務を 1 回とする）の経験 3 回以上に該当する者

行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当 4 年以上に該当する者

技術士、農業土木技術管理士、RCCM（農業土木）のいずれかの資格を持ち、管理技術者としての農地、農業用施設等に係る災害復旧設計書作成実績 3 件以上に該当する者

- ( 2 ) 上記要件を充たした上で、「災害復旧技術向上のための講習」を受講し、小論文を提出した者

\*1: 災害査定に係る業務における「査定」とは、災害査定を行った職員その他、災害査定を受験する側で、中心となって担当した市町村、土地改良区等の職員も含まれる。

\*2: 災害査定に係る業務における「随行」とは、査定官、立会官とともに行動する県随行者の他、査定現場において査定期間中、この随行者に同行し、査定官や立会官の指摘事項を踏まえ、事業実施主体である市町村等を指導・助言した県出先機関の職員も災害査定に係る経験を有していると考えられ、これら「同行」も「随行」に含まれる。

## 個人情報の取扱いについて

- 1 . 岩手県農村防災・災害対応支援連絡会は、申請者の個人情報を適正に取り扱います。
- 2 . 岩手県農村防災・災害対応支援連絡会が収集した個人情報は、「災害復旧技術向上のための講習」の受講者確認、受講記録管理に利用するもので、これ以外の目的では利用しません。
- 3 . 外部からの個人情報の公開の提供依頼があっても、申請者本人の同意がない限り申請者の個人情報を保護します。

## 平成21年度 「農村災害復旧専門技術者」の認定について

### 1 「農村災害復旧専門技術者」認定制度について

防災・減災に関し自助、共助、公助による対応が求められているところであり、農地・農業用施設の災害復旧に関しても、行政だけではなく地域住民等の幅広い参画の重要性が高まっています。

このような状況の中で、災害復旧業務を迅速かつ的確に実施するためには専門的な知識を必要とすることから、災害復旧の現場から「一定の技術水準を持った技術者による支援」を求める声が寄せられています。

このため、災害復旧に携わった経験のある技術者を全国レベルで認定登録し、限られた貴重な方々に効果的かつ効率的に活躍してもらうために「農村災害復旧専門技術者」の認定制度を設けております。

本制度は、農地・農業用施設の災害復旧事業の応急措置や査定に係る技術支援等を行うことができる人材を「農村災害復旧専門技術者」として認定し活動していただく制度です。

### 2 農村災害復旧専門技術者の認定申請要件

(1) 公共事業の設計、積算、施工等の実務経験が10年以上（うち農業農村整備事業にかかる期間が5年以上）で、かつ以下のいずれかに該当する者

- ①災害査定官経験者
- ②農地、農業用施設等の災害査定に係る業務（査定・随行で3日以上業務を1回とする）の経験3回以上に該当する者
- ③行政、団体等における農地、農業用施設等の災害復旧担当4年以上に該当する者
- ④農地、農業用施設等の災害復旧設計書作成（技術士、農業土木技術管理士、RCCM（農業土木）の資格を持ち管理技術者として）3件以上に該当する者

(2) 上記要件を充たした上で「災害復旧技術向上のための講習」を受講し、小論文を提出した者

注：都道府県土地改良事業団体連合会等が行う講習も(2)の講習に代えることができることになっています。詳細はそれぞれの講習会実施者にお問い合わせ下さい。

### 3 小論文

小論文のテーマ

「災害復旧に係る実経験を踏まえ、災害復旧を適切に実施するための留意点について述べよ」（400字以上800字以内）※HPの様式を使用

### 4 小論文提出の方法

講習会修了後2週間以内（最終締め切り2月26日）に講習修了証（写）に小論文及び申込書類（様式1, 2, 3）を添えて、全国水土里ネットシステム開発部に提出（郵送可：当日消印有効）

5 認定について

農村災害復旧専門技術者認定運営委員会で申込者の経歴及び小論文を審査し認定します。認定された方には全国土地改良事業団体連合会会長の認定証を交付します。なお、認定期間は5年です。

6 更新認定について

認定有効期間は5年間です。認定を更新するためには「災害復旧技術向上のための講習」を2回以上（初回の受講は現認定証の交付日の属する年度の末日から3年以内、最終回の受講は現認定証の失効前の2年以内）受講する。

認定証については、現認定証を再利用します。

（但し希望があれば再発行しますが、経費として500円が必要となります）

7 申込に必要な提出書類

新規認定申請者

- ①平成21年度 農村災害復旧専門技術者認定申請書 — 様式1号
  - ②平成21年度 農村災害復旧専門技術者実務経歴書 — 様式2号
  - ③平成21年度 農村災害復旧専門技術者災害復旧関係経歴書 — 様式3号
  - ④平成21年度「災害復旧向上のための講習」の講習会修了証（写し）
- ☆認定審査に係る経費として500円が必要となります。

更新認定申請者

- ①農村災害復旧専門技術者の認定更新申請書 — 様式4号
- ②5年間の内に受講した更新講習の修了証書2枚（写し）

申込用紙（様式1, 2, 3）等は全国水土里ネットのホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）からダウンロードして使用することも可能です。インターネットの環境が使えない方は、下記申込先にお問い合わせ下さい。

8 送付先・問い合わせ先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4砂防会館別館  
全国水土里ネットシステム開発部 担当 田井・石坂  
TEL 03-3234-5594（直通）  
FAX 03-3234-5670

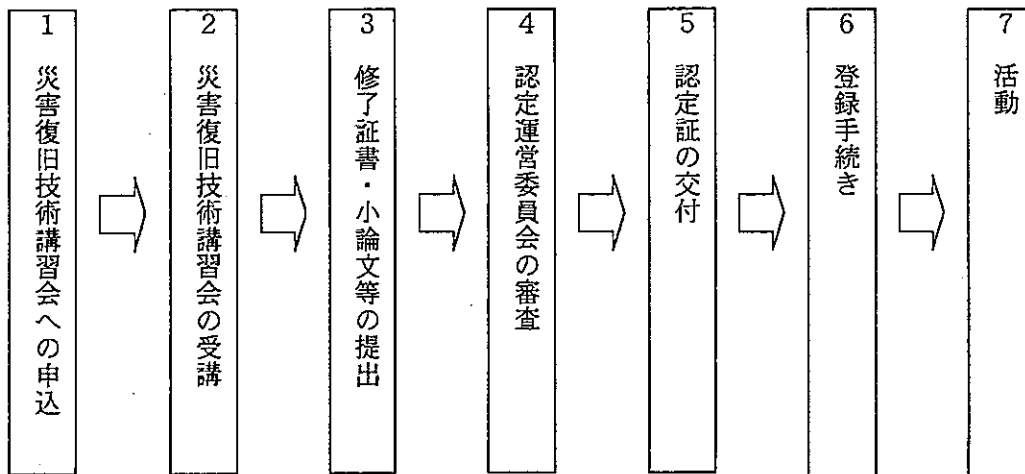
全国水土里ネットホームページ（<http://www.inakajin.or.jp/>）農村災害復旧情報

9 参考（申込から認定・活動までの流れ）

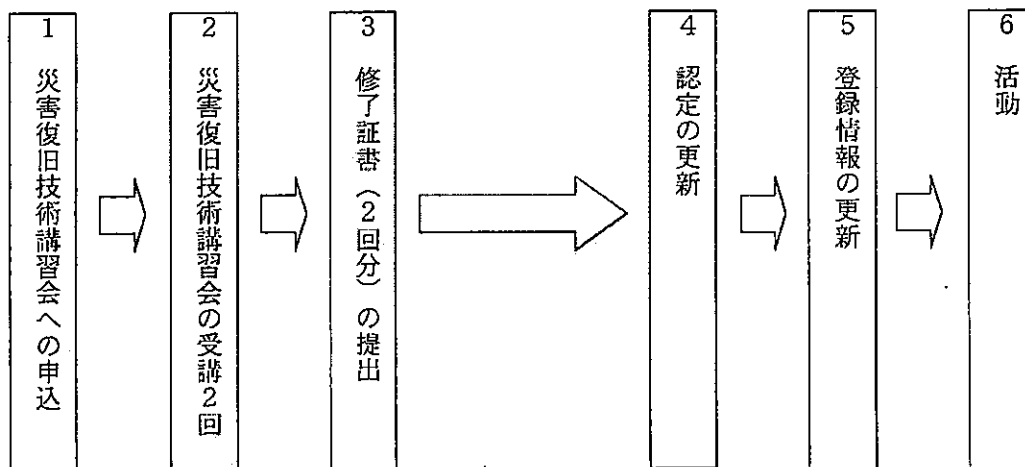
申込から認定・活動までの流れは下図ようになっています。



新規認定者



更新認定者



10 その他

- ・ 具体的な活動等については、「農村災害復旧専門技術者の役割と活動」を参照してください。
- ・ 様式1, 2, 3号は、認定した後の登録、要請市町村等への紹介に使用します。
- ・ 認定された方は、必ず登録手続きをしてください。